

ID: 1

担当部署: 総務課

処分の概要	行為の許可		
例規名 根拠条項	赤平市総合庁舎管理規則 第9条第1項		
例規番号	昭和58年規則第9号		
【根拠条文】 (許可を要する行為) 第9条 庁舎等において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、物品あっせん等申請書(様式第2号)に必要な事項を記入し庁舎管理者の許可を受けなければならない。 (1) 物品のあっせん、寄付金の募集、保険の勧誘その他これに類する行為を行うとき。 (2) 文書、図画その他印刷物を配布し、又は散布するとき。 (3) はり紙、掲示板、たて看板、懸垂幕、旗、のぼり及びアドバルーン等を掲示又は掲揚するとき。 (4) 多数集合して庁舎に入ろうとするとき。 (5) 宣伝、講演、演劇及び集会等をするとき。 (6) 作業又は工事をするとき。 (7) 工作物を設けるとき。 (8) 所定の場所以外において暖房その他の火気を使用するとき。 2 庁舎管理者は、前項の許可をする場合に条件を付することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	平成30年1月9日

ID: 3

担当部署: 総務課

処分の概要	開示請求に対する決定
例規名 根拠条項	赤平市情報公開条例 第12条第1項及び第2項
例規番号	平成10年条例第3号
<p>【根拠条文】</p> <p>(開示請求に対する措置)</p> <p>第12条 開示請求に係る行政文書を開示するときは、実施機関は開示の決定をし、開示請求者に対し書面でその旨及び開示の実施に関し必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>2 開示請求に係る行政文書を開示しないときは、実施機関は不開示の決定をし、開示請求者に対し書面でその旨を通知しなければならない。</p> <p>3 第10条の規定により請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書が存在しないことその他の理由により請求を拒否するときも、前項と同様とする。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文、第5条及び第7条から第10条までの規定による。</p> <p>(請求できるもの)</p> <p>第5条 次に掲げるものは、実施機関に対して開示請求することができる。ただし、第4号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る行政文書に限る。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者</p> <p>(2) 市内に勤務又は在学する者</p> <p>(3) 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体</p> <p>(4) 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの</p> <p>2 実施機関は、前項各号に掲げる以外のものから開示請求があつた場合においても、これに応じるよう努めるものとする。</p> <p>(実施機関の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があつた場合は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されているときを除き、開示請求をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>2 開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、当該部分が当該部分を除いた部分と容易に区分することができるときは、実施機関は、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いて開示することが制度の趣旨に合致しないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>(不開示情報)</p> <p>第8条 前条に規定する不開示情報は、次の各号に掲げる情報とする。</p> <p>(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定により、何人も閲覧することができることとされている情報</p> <p>イ 公表することを目的として作成又は取得した情報</p> <p>ウ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認めら</p>	

れる情報

- (2) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、当該法人等又は当該個人の事業活動によって生ずる人の生命、身体、健康への危害又は財産若しくは生活の侵害から保護するため、開示することがより必要であると認められるものを除く。
- (3) 実施機関が保有する、国又は他の地方公共団体(以下「国等」という。)との協議、信頼又は委任に基づいた情報で、開示することにより、国等との協力関係、信頼関係及び事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (4) 実施機関内部又は相互の審議・検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 実施機関又は国等の機関が行う監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理、事業経営その他実施機関の事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 法令等の規定により、明らかに開示することができないとされている情報及び主務大臣等から法律の規定に基づき、開示しないよう指示のあった情報

(公益上の理由による開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

(行政文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、不開示情報の規定により保護される利益が開示した場合と同様に害されることとなるときは、実施機関は、開示請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで請求を拒否することができる。

標準処理期間

開示請求があった後14日以内(第13条第1項)

備考

設定年月日

平成 27 年 9 月 28 日

最終変更年月日

平成 30 年 1 月 9 日

ID: 4

担当部署: 総務課

処分の概要	請求に対する決定
例規名 根拠条項	赤平市個人情報保護条例 第23条第1項
例規番号	平成10年条例第4号

【根拠条文】

(請求に対する決定)

第23条 実施機関は、前条第1項の規定による請求書の提出を受けたときは、当該請求書の提出を受けた日の翌日から起算して14日(訂正請求等にあつては、30日)以内に当該請求に対する決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、速やかに書面により次に掲げる事項を請求者に通知しなければならない。

(1) 決定の内容

(2) 開示請求等の全部又は一部に応じない旨の決定であるときは、その理由

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、当該延長の期間及び理由を速やかに請求者に通知しなければならない。

【基準】

根拠条文及び第14条から第21条までの規定による。

(自己に関する個人情報の開示請求権)

第14条 何人も、実施機関が保有する自己に関する個人情報の開示(当該個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。)を当該実施機関に請求することができる。

(開示してはならない個人情報)

第15条 実施機関は、前条の規定による請求(以下「開示請求」という。)に係る個人情報について、法令等の規定により明らかに開示をすることができないとされている情報及び主務大臣等から法律の規定に基づき開示をしないよう指示のあった情報は開示してはならない。

(開示しないことができる個人情報)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報を開示しないことができる。

(1) 開示請求者以外の個人に関する個人情報を含む場合であつて、当該個人の正当な権利利益を侵すおそれがあると認められるとき。

(2) 法人等又は事業を営む個人に関する個人情報であつて、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 人の生命、身体、健康への危害又は財産若しくは生活の侵害を生ずるおそれがあると認められるとき。

(4) 国又は他の地方公共団体(以下「国等」という。)との協議、信託又は委任に基づいた事務事業に含まれる個人情報で、国等との協力関係、信託関係及び事務事業の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあると認められるとき。

(5) 実施機関内部又は相互の審議・検討又は協議に関する事務事業に含まれる個人情報であつて、率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間

に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(6) 実施機関又は国等の機関が行う監査,検査,争訟,調査その他の事務又は事業に含まれる個人情報であって,当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(7) 診療,指導,相談,選考その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務事業に関する個人情報であって,当該事務事業の適正な執行に支障を生ずるおそれがあると認められるとき。

(部分開示)

第17条 実施機関は,開示請求に係る個人情報に前条各号のいずれかに該当する個人情報が含まれている場合において,その部分を容易に区分することができるときは,当該部分を除いた部分について開示しなければならない。ただし,当該部分を除いて開示することが制度の趣旨に合致しないと認められるときは,この限りでない。

(自己に関する個人情報の訂正請求権)

第18条 何人も,実施機関が保有する自己に関する個人情報について事実と誤りがあると認めるときは,その訂正を当該実施機関に請求することができる。

(自己に関する個人情報の削除請求権)

第19条 何人も,第6条の規定による取扱いの範囲を超えて,又は第8条の規定によらないで自己に関する個人情報を実施機関が収集したと認めるときは,その削除を当該実施機関に請求することができる。

(自己に関する個人情報の中止請求権)

第20条 何人も,第9条第1項ただし書の規定によらないで自己に関する個人情報について実施機関が目的外利用等をしようとし,又はしていると認めるときは,その中止を当該実施機関に請求することができる。

(法定代理人による請求)

第21条 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は,本人に代わって開示請求又は前3条の規定による請求(以下「訂正請求等」という。)をすることができる。

標準処理期間	当該請求書の提出を受けた日の翌日から起算して14日(訂正請求等にあつては,30日)以内(第23条第1項)
---------------	--

備考	
-----------	--

設 定 年 月 日	平成 27 年 9 月 28 日	最 終 変 更 年 月 日	平成 30 年 1 月 9 日
------------------	------------------	----------------------	-----------------